

特定薬剤治療管理料

弊社で扱っていない検査項目も掲載しています

薬物名	検査項目 (算定備考上の名称)	特定薬剤治療管理料		加算点	備考		
		1~3カ月	4カ月以降				
抗てんかん剤 (てんかん)	フェノバルビタール プリミドン フェニトイン カルバマゼピン バルプロ酸ナトリウム エトスクシמיד トリメタジオン クロナゼパム ニトラゼパム ジアゼパム ゾニサミド ガバペンチン クロバザム レベチラセタム ラモトリギン トピラマート スチリペントール ルフィナミド ペランパネル ラコサミド、ピガバトリン	[単一薬剤] 470点	[単一薬剤] 470点	280点 (薬剤の投与を行った 初回月に限る)	ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合またはてんかん重積状態の患者に対して抗てんかん剤の注射などを行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を算定する。		
	ジギタリス製剤 (心疾患)	ジゴキシン	[複数薬剤] 470点 ×2			[複数薬剤] 470点 ×2	
アミノ配糖体抗生物質 <入院中>	ゲンタマイシン トブラマイシン アミカシン アルベカシン	470点	470点			235点	数日間以上投与している入院患者について、投与薬剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。 バンコマイシンは1回に限り、530点を加算。
グリコペプチド系抗生物質 <入院中>	バンコマイシン テイコブラニン						
トリアゾール系抗真菌剤<入院中> (重症または難治性真菌感染症、造血幹細胞移植 (深在性真菌症の予防を目的とするものに限る))	ポリコナゾール						
テオフィリン製剤 (備考参照)	テオフィリン						
不整脈用剤 (不整脈)	キニジン プロカインアミド N-アセチルプロカインアミド ジソピラミド リドカイン アプリンジン ピルジカイニド塩酸塩 プロパフェノン メキシレチン フレカイニド シベンゾリンコハク酸塩 ピルメノール アミオダロン ソタロール塩酸塩 ペプリジル塩酸塩	470点	470点			2740点 (臓器移植を行った 月から3月以内)	臓器移植後の患者でミコフェノール酸モフェチルまたはエベロリムスを含む2種類以上の免疫抑制剤を投与する場合、ミコフェノール酸モフェチルは6月に1回に限り250点を、エベロリムスは初回投与を行った月を含む3月に限り月1回、4月目以降は4月に1回に限り250点を所定点数に加算する。
ハロペリドール製剤 ブロムペリドール製剤 (統合失調症)	ハロペリドール ブロムペリドール						
リチウム製剤 (躁うつ病)	炭酸リチウム						
バルプロ酸ナトリウム カルバマゼピン (躁うつ病または躁病)	バルプロ酸ナトリウム カルバマゼピン	235点	470点			280点 (薬剤の投与を行った 初回月に限る)	ベーチェット病 (活動性・難治性眼症状を有するもの)、その他の非感染性ぶどう膜炎 (既存治療で効果不十分で視力低下の恐れのある活動性の中間部または後部の非感染性ぶどう膜炎に限る)、再生不良性貧血、赤芽球癆、尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、関節症性乾癬、全身型重症筋無力症、アトピー性皮膚炎 (既存治療で十分な効果が得られない患者に限る)、ネフローゼ症候群 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎、間質性肺炎 (多発性筋炎または皮膚筋炎に合併するものに限る) 若年性関節リウマチ、リウマチ熱、慢性関節リウマチ 結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫
免疫抑制剤 (臓器移植後)	シクロスポリン タクロリムス水和物 エベロリムス ミコフェノール酸モフェチル						
免疫抑制剤 (備考参照)	シクロスポリン						
免疫抑制剤 (備考参照)	タクロリムス水和物						
サリチル酸系製剤 (備考参照)	サリチル酸						
メトトレキサート (悪性腫瘍)	メトトレキサート						
バルプロ酸ナトリウム (片頭痛)	バルプロ酸ナトリウム						
イマチニブ	イマチニブ						
エベロリムス (備考参照)	エベロリムス						
シロリムス製剤 (リンパ脈管筋腫症)	シロリムス						
スニチニブ (腎細胞癌)	スニチニブ						

特定薬剤治療管理料1は、投与薬剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
(てんかん患者において2種類以上の抗てんかん剤を投与しており、同一暦月に複数の抗てんかん剤の血中濃度を測定した場合、1月に2回に限り算定できる)
2018年度診療報酬改定により新設された特定薬剤治療管理料2 (サリドマイドおよびその誘導体) については省略。